



アジア諸国に電子記録債権導入の可能性を考える —考えられるシナリオと各国の現状について—

2012年2月10日

中央大学大学院 戦略経営研究科 教授

杉浦 宣彦

CHUO GRADUATE SCHOOL OF
**STRATEGIC
MANAGEMENT**



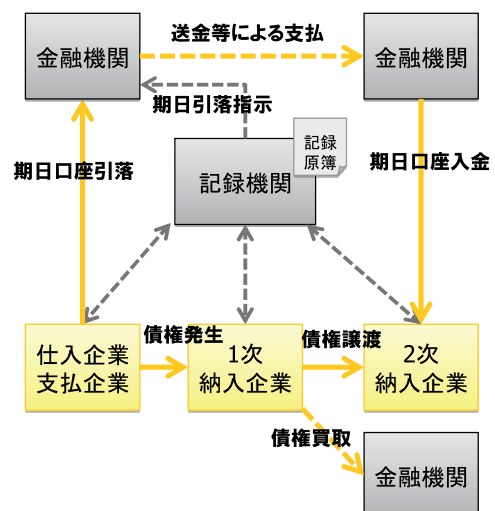
電子記録債権とは

- ✓ 電子記録債権とは債権の発生、譲渡・担保・保証等について電子的に記録することができる決済手段である
- ✓ 電子記録債権の発行から支払期日までの期間については、企業間で自由に設定することができる

電子記録債権について

- 「電子記録債権」とは、企業間の支払・代金回収の条件を電子的に記録するものである
- 予め登録された支払期日になると自動的に支払人の銀行口座から引き落とされ、期日における債権の所有者の口座に振り込まれる仕組みである
- 電子記録債権を取得した企業(債権者)は、その債権を第三者に譲渡したり、銀行に買い取ってもらうことによって、資金調達に活用することができる
- 当該仕組みは、特に、資産背景の薄い中小企業が借入を行うために有益な手段として日本で着目されている
- 現金や小切手等における紛失や盗難等の問題を解決できる手法である

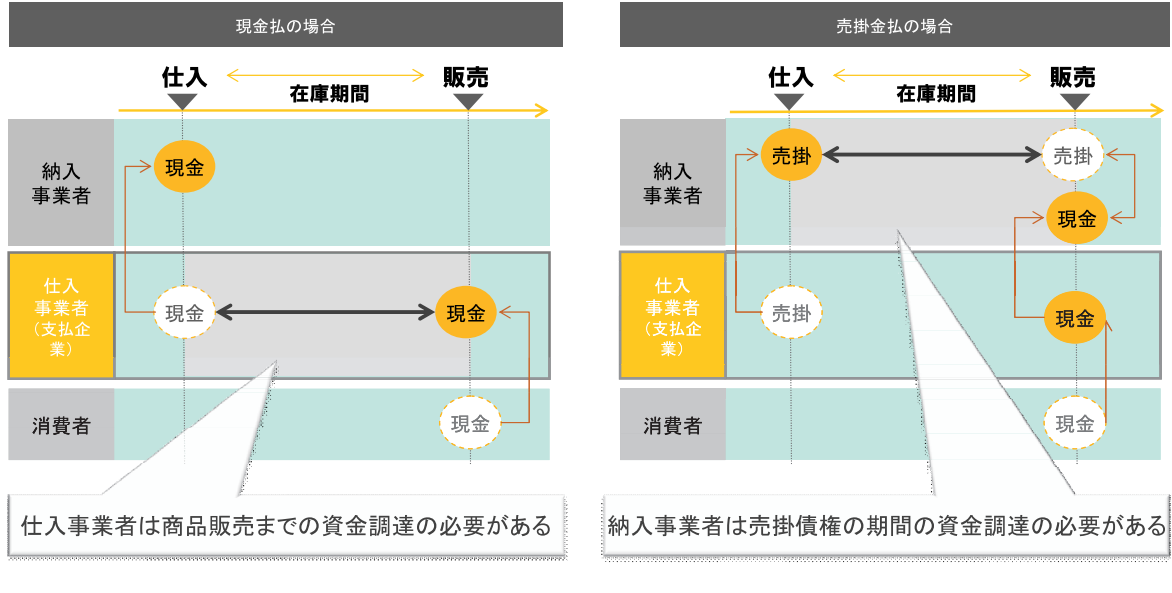
日本における電子記録債権の仕組み





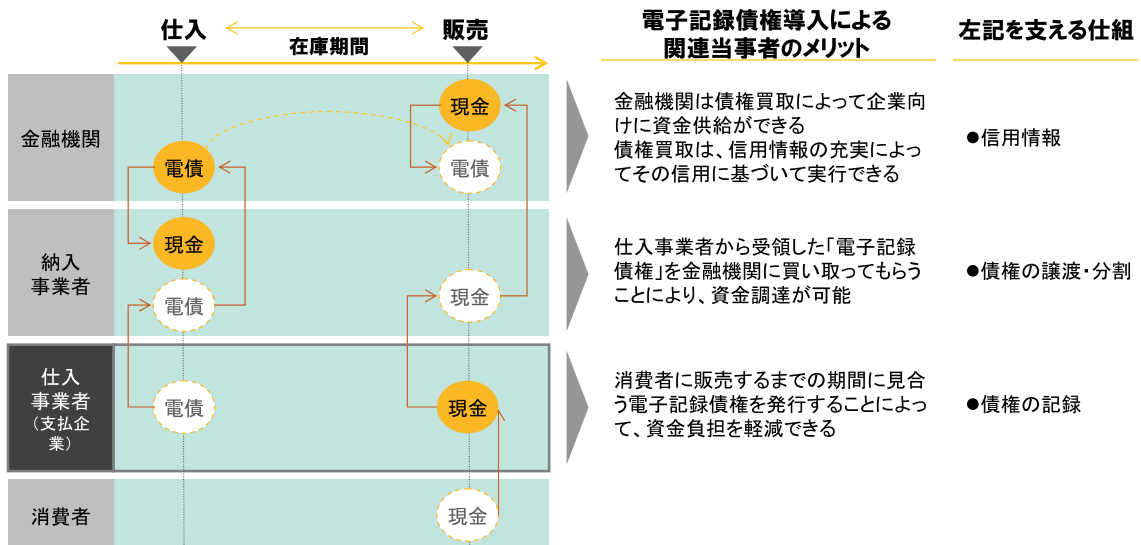
電子記録債権導入の意義 これまでの企業間決済

企業間決済について、現金払い・売掛金払いのいずれを採用しても、取引当事企業のいずれかにおいて資金調達を行う必要が生じていた。
しかし、担保とする資産の少ない中小企業にとっては、「資金調達」が困難であった。



電子記録債権導入の意義 電子記録債権導入による効果

電子記録債権は、企業の「売掛金債権・債務」を電子記録することによって、その権利の譲渡を可能とする仕組み。
企業は記録した債権を担保として、資金調達が可能となるため、納入企業・仕入企業ともに、資金繰りの問題を解消できる可能性がある。

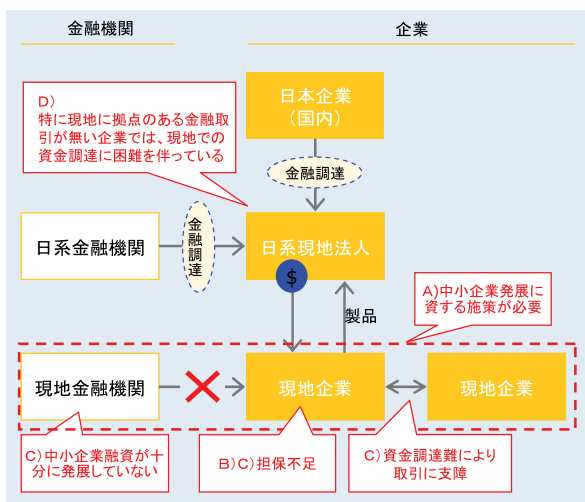




アジア諸国における現地取引の現状と課題

- アジア諸国では、中小企業の比率が高く、経済成長には中小企業の発展が必要。しかしながら、各国の中小企業金融は十分に提供されている状況にはない。また、日系企業との関係においては、特に中小の日系企業などにおいて、現地資金調達が必ずしも容易ではなく、現地企業との取引に支障を生じているケースも。

日系現地・現地企業との取引に関わる現状想定



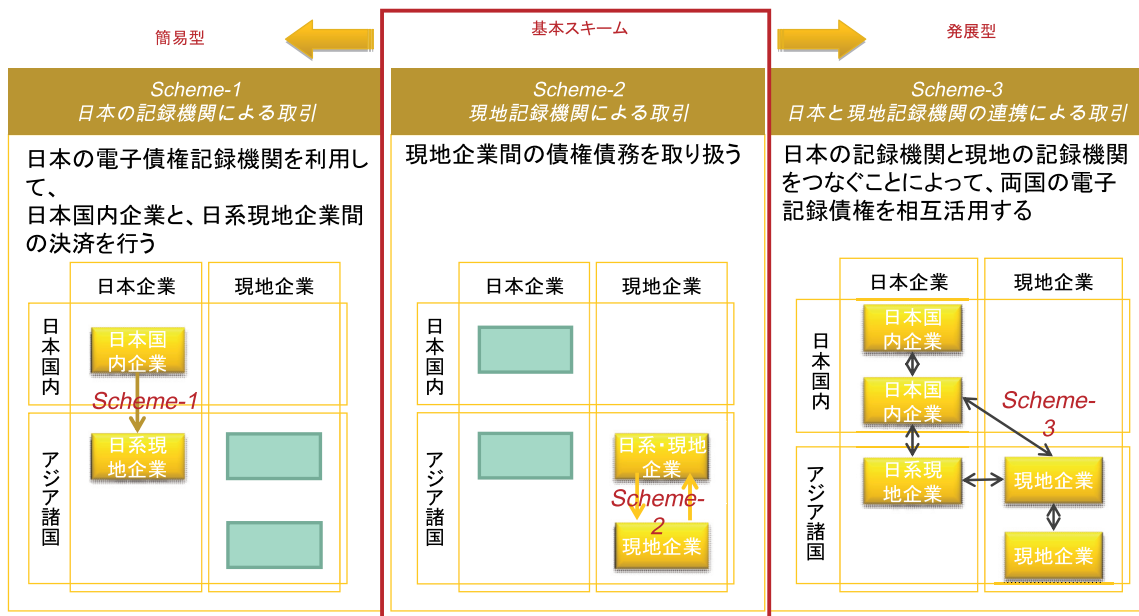
現地取引における各ステークホルダの課題

- A) 行政の課題
 - 経済成長には中小企業の育成が不可欠であり、そのために中小企業の発展を促進する施策が求められている
- B) 現地金融機関の課題
 - 現地金融機関では、現地中小企業の信用情報の蓄積が不十分であること、担保の不足等から健全性を維持しながら融資を行うことが困難となっている
- C) 現地企業の課題
 - 現地企業では、中小企業金融が発展していない・担保となる資産も少ないため、借入調達が困難となっており、取引に支障を生じる場合がある
- D) 日系現地法人の課題
 - 日系企業では、現地に拠点のある銀行との取引の有無によって、必ずしも資金調達が十分になされている状況にはない



電子記録債権導入のステップ

日本のような手形制度や電子記録債権に類似した制度の無いアジア諸国において、以下に示した導入スキームのうち、どのスキームによることがアジア諸国にとって、有益であり実現可能であるかについて検討。





アジア諸国の現状

2011年11月-12月にインドネシア・ベトナム・カンボジアを調査

1. インフラ面での適合性
 決済・ITインフラ→整備が進んでいるか、整備中(カンボジア)
 法制度→担保法制等の整備が進んでいる。
 各国監督機関の理解度→高い
2. 各国内資金調達にニーズは高い
3. 企業間信用は発展過程(ベトナム・カンボジア)
 企業間信用制度があっても担保不足等で限界がある(インドネシア)
4. 電子記録債権を債権流動化したり信用情報として活用するアイデアも……。 (ベトナム・インドネシア)



電子記録債権制度の導入が各国の企業金融の発展に
貢献する可能性は大なのではないか。